

議案第三十三号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区长 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

第十八条中「第三百十四条の二第一項の各号」を「第三百十四条の二第一項各号」に改め、「扶養控除額を、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加える。

第二十条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「においては」を「には」に改め

る。

第二十二條第一項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「（所得税法第二條第一項第三十三號の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同條第二項中「によつて」を「により」に改め、同條第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同條第五項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第一項」を「、同項」に改め、同條第六項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同條第七項中「の者」を「に掲げる者」に改める。

第三十四條の三中「（以下この節」を「（次條第一項」に改める。

第三十四條の五第一項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次條第二項」に改め、同條第三項中「第三十四條の五第一項」と「の下に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第三十五條の七中「第五號の八様式」の下に「又は施行規則第二條第四項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第三十六條第一項及び第二項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性

能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第四百四十三条第二項に規定する者を含まないものとする。

第三十六条第三項中「第四百四十三条第一項の規定によつて軽自動車税」を「第四百四十五条第一項の規定により種別割」に、「においては」を「には、第一項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第三十六条の二を次のように改める。

(種別割の課税免除)

第三十六条の二 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

- 一 公益のため直接専用するものと区長が認めるもの
- 二 商品であつて使用しないもの
- 三 原動機付自転車及び小型特殊自動車を製造し、又は販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの

第三十七条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第三十七条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第三十六条第一項に規定する三輪以

上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第四百四十四条第三項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第三十七条の次に次の七条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第三十七条の二 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- 一 救急用のもの
- 二 巡回診療の用に供するもの
- 三 患者輸送の用に供するもの
- 四 血液事業の用に供するもの
- 五 救護資材の運搬の用に供するもの
- 六 その他区長が必要と認めるもの

（環境性能割の課税標準）

第三十七条の三 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第十五条の十に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第三十七条の四 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- 一 法第四百五十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 百分の一
- 二 法第四百五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用

を受けるもの 百分の二

三 法第四百五十一条第三項の規定の適用を受けるもの 百分の三

(環境性能割の徴収の方法)

第三十七条の五 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第三十七条の六 環境性能割の納税義務者は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第三十七条の七 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から十日以内とする。

(環境性能割の減免)

第三十七条の八 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第四十五条の二第一項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第三十八条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第二号イ中

「二輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 三千六百円

三輪のもの

年額 三千九百円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用

年額 六千九百円

家用

年額 一万八百円

を

貨物用のもの

営業用

自家用

専ら雪上を走行するもの

「(1) 二輪のもの（側車付のものを含む。）

(2) 三輪のもの

(3) 四輪以上のもの

(イ) 乗用のもの

営業用

自家用

(ロ) 貨物用のもの

営業用

自家用

(4) 専ら雪上を走行するもの

「農耕作業用のもの

その他のもの

年額 三千八百円

年額 五千円

年額 三千六百円

年額 三千六百円

年額 三千九百円

年額 六千九百円

年額 一万八百円

年額 三千八百円

年額 五千円

年額 三千六百円

年額 二千四百円

年額 五千九百円

年額

年額

年額

に改め、同号口中

を

「(1) 農耕作業用のもの	年額	二千四百円	に改め、同条第二項中
(2) その他のもの	年額	五千九百円	」

「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第三十九条（見出しを含む。）及び第四十一条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第四十二条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「第三十六条第二項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十三条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第三十六条第二項」を「第三十七条第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第四十四条第二項中「第四百四十三条若しくは第三十七条第一号又は第三十六条第三項ただし書の規定によつて軽自動車税」を「第四百四十五条又は第三十六条第三項ただし書、第三十六条の二第一号若しくは第三十七条の二の規定により種別割」に、「。軽自動車税」を「。種別割」に、「第三十七条第一号又は法第四百四十三条の規定によつて軽自動車税」を「法第四百四十五条又は第三十六条第三項ただし書、第三十六条の二第一号若しくは第三十七条の二の規定により種別割」に改め、同条第三項中「第三十七条第三号の規定によつて」

を「第三十六条の二第三号の規定により」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第七項中「第八項」を「次項」に、「個所」を「箇所」に改め、同条第九項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第十一項中「き損」を「毀損」に、「ま滅」を「磨滅」に改める。

第四十五条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第二項中「によつて軽自動車税」を「により種別割」に改める。

第四十五条の二の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「次」の下に「の各号」を、「掲げる軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第一号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同条第二項中「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「第四十五条第二項各号」を「前条第二項各号」に改める。

第四十六条中「においては」を「には」に改め、同条を第四十六条の二とし、第二章第四節中同条の前に次の一条を加える。

（製造たばこの区分）

第四十六条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造た

ばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かぎ用の製造たばこ

第四十七条の次に次の一条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第四十七条の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者そ

その他これらに準ずる者として施行規則第八条の二の二で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第四十八条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、「消費等」の下に「（以下この条及び第五十条の三において「売渡し等」という。）」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「関し、」の下に「第四項の」を、「重量」の下に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量」を加え、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第四十八条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「の重量を」の下に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第四十六条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第四十六条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第十六条の二の二で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本

の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に  
伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）第八  
条第一項に規定するたばこ特別税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率  
及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計  
額を百分の六十で除して計算した金額をいう。第八項において同じ。）をもつて紙巻た  
ばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可  
を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当す  
る金額（消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定により課されるべき消費税に  
相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金  
額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律七十二号）  
第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額  
第四十八条に次の四項を加える。

7 第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻  
たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの

一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの第三項第三号イに定める金額又は紙巻たばこの一本の金額に相当する金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

第四十九条中「五千二百六十二円」を「五千六百九十二円」に改める。

第五十条第三項中「当該卸売販売業者等」を「卸売販売業者等」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第五十条の三第一項中「規定によつて」を「規定により」に、「第四十六条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「係る税額」を「係る税金」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

付則第二条の四第一項中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

付則第五条の二の次に次の五条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第五条の三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第三節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第五条の四 当分の間、第三十七条の二の規定にかかわらず、東京都が法第四百四十八条第二項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第三十七条の八の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第五条の五 第三十七条の六の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第五条の六 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために

要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第五条の七 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

付則第六条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による」を「最初の法第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の下に「の種別割」を、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表を次のように改める。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百元
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)(ロ)	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

付則第六条第三項から第九項までを削る。

付則第六条の二を削る。

付則第十一条第三項中「第三十七条の七まで、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第二条 港区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 港区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改め、同

項第三号中「附則第四十八条第一項第一号」を「附則第四十八条第一項第二号」に改める。

第四十九条中「五千六百九十二円」を「六千二百二十二円」に改める。

第四条 港区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項第三号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改め、同号口中「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削る。

第四十九条中「六千二百二十二円」を「六千五百五十二円」に改める。

第五条 港区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十七条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第四十八条第三項各号列記以外の部分中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「又は前項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第五項中「第三項第二号」を「第三項第一号」に改め、同条第七項中「第三項第三号」を「第三項第二号」に改め、同条第八項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

（港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第六条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

付則第五条第一項中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「新条例第三十八条第一項及び新条例」を「港区特別区税条例第三十八条第一項及び」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

付則第六条第一項の表第二号イ(2)	第三十八条第一項第二号イ(2)	三千九百円		三千百円
		六千九百円	五千五百円	
第三十八条第一項第二号イ(3)(イ)	第三十八条第一項第二号イ(3)(イ)	一万八百円	七千二百円	
		三千八百円	三千円	
付則第六条第一項	第三十八条第一項	五千円	四千円	
第二号イ(2)				平成二十六年改正条例付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項

港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年港区条例第十七号。以下この項において「平成二十六年改正条例」という。）付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項

平成二十六年改正条例付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項

	(3) 付則第六條第一項の表第二号イ (ロ)の項		第二号イ(3) (ロ)	六千九百円	五千五百円	平成二十六年改正条例付則第五 条第一項の規定により読み替え て適用される第三十八條第一項 第二号イ(3) (ロ)	三千九百円	第二号イ(2)
				一万八百円	七千二百円			
	(3) 付則第六條第一項の表第二号イ (イ)の項		第二号イ(3) (イ)	三千八百円	三千円	平成二十六年改正条例付則第五 条第一項の規定により読み替え て適用される第三十八條第一項 第二号イ(3) (イ)	三千九百円	第二号イ(2)
				五千円	四千元			

付則第五條第二項中「新條例第三十八條第二項及び新條例」を「港区特別区税條例第三十  
八條第二項及び同條例」に、「新條例」を「同條例」に改める。

第七條 港区特別区税條例等の一部を改正する條例（平成二十七年港区條例第五十号）の一部  
を次のように改正する。

付則第五条第二項中「新条例」を「港区特別区税条例」に改め、同項第三号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項中「新条例第四十六条第一項」を「港区特別区税条例第四十六条の二第一項」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「千二百六十二円」を「千六百九十二円」に改め、同条第十四項の表第五項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第八条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例(昭和五十年港区条例第五十四号)の一部を次のように改める。

題名及び第一条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「左」を「次」に改める。

第三条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四条第一項中「軽自動車税の」の下に「種別割の」を加え、「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税(種別割)納税証紙」に、「払込まなければ」を「払い込まなければ」に改め、

同条第二項中「軽自動車税の」の下に「種別割の」を加え、「軽自動車税納税済証印」を「軽自動車税（種別割）納税済証印」に改める。

第五条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加える。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港区特別区税条例第三十四条の三、第三十四条の五及び第三十五条の七の改正規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第四十六条の改正規定、同条を同条例第四十六条の二とし、同条例第二章第四節中同条の前に一条を加える改正規定、同条例第四十七条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第四十八条から第五十条まで及び第五十条の三の改正規定並びに第七条並びに付則第四条及び第五条の規定 平成三十年十月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条第二項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第二十二条の改正規定並びに同条例付則第十一条第三項の改正規定並びに次条第一項の規定 平成三十一年一月一日

四 第一条中港区特別区税条例第三十六条、第三十六条の二及び第三十七条の改正規定、同条例第三十七条の次に七条を加える改正規定並びに同条例第三十八条、第三十九条及び第

四十一条から第四十五条の二までの改正規定並びに同条例付則第五条の二の次に五条を加える改正規定、同条例付則第六条第一項の改正規定並びに同条例付則第六条第三項から第九項まで及び第六条の二を削る改正規定並びに第二条、第六条及び第八条並びに付則第三条及び第六条第一項の規定 平成三十一年十月一日

五 第三条並びに付則第六条第二項及び第七条の規定 平成三十二年十月一日

六 第一条中港区特別区税条例第十一条第一項の改正規定、同条例第二項の改正規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第十八条及び第二十条の改正規定並びに同条例付則第二条の四の改正規定並びに次条第二項の規定 平成三十三年一月一日

七 第四条並びに付則第八条及び第九条の規定 平成三十三年十月一日

八 第五条及び付則第十条の規定 平成三十四年十月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十年分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第六号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十二年分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 付則第一条第四号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例（以下この条において「平成三十一年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 平成三十一年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3 付則第一条第四号に掲げる規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成三十二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係るたばこ税）

第五条 平成三十年十月一日前に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十五

条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。付則第七条第一項及び第九条第一項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年港区条例第五十号）付則第五条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第五項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（付則第一条第二号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例（第四項及び第五項において「平成三十年新条例」という。）第四十六条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。付則第七条第一項及び第九条第一項において「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、

当該たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）別記第二号様式による申告書を平成三十年十月三十一日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第一項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、平成三十年新条例第五十条の三第四項及び第五項、第五十条の六並びに第五十一条の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十条の三第四項	施行規則第三十四号の二の様式又は第三十四号の二の様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）別記第二号様式
第五十条の三第五項	第一項又は第二項	港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第五十一条の六及び第五十一条において「平成三十年改正条例」という。）付則第五条第三項

第五十一条第二項	第五十条の六第一項	
	第五十条の三第一項又は第二項	第五十条の三第一項又は第二項
第五十一条第二項	当該各項	同項
	法第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正条例付則第五条第三項

5 平成三十年新条例第五十条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の様式による書類中「納税の届出」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第一項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(たばこ税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、付則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、

又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、付則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係るたばこ税)

第七条 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号。付則第九条第二項にお

いて「平成三十年改正規則」という。）別記第二号様式による申告書を平成三十二年十一月二日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第一項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第三条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下この項及び次項において「平成三十二年新条例」という。）第五十条の三第四項及び第五項、第五十条の六並びに第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十二年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五十条の三第四項</p>	<p>施行規則第三十四号の二の様式又は第三十四号の二の様式</p>	<p>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）別記第二号様式</p>
<p>第五十条の三第五項</p>	<p>第一項又は第二項</p>	<p>港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第五十一号。第五十条の六及び第五十一条において「平成三十年改正条例」という。）付則第七条第三項</p>
<p>第五十条の六第一項</p>	<p>第五十条の三第一項又は第二項</p>	<p>平成三十年改正条例付則第七条第二項</p>



第九条 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一项の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成三十年改正規則別記第二号様式による申告書を平成三十三年十一月一日までに区長に提出しなければならぬ。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、その申告に係る税金を施行規則第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第一項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第四条の

規定による改正後の港区特別区税条例（以下この項及び次項において「平成三十三年新条例」という。）第五十条の三第四項及び第五項、第五十条の六並びに第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五十条の三第四項</p>	<p>施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式</p>	<p>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）別記第二号様式</p>
<p>第五十条の三第五項</p>	<p>第一項又は第二項</p>	<p>港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第五十一号。第五十条の六及び第五十一条において「平成三十年改正条例」という。）付則第九条第三項</p>
<p>第五十条の六第一項</p>	<p>第五十条の三第一項又は第二項</p>	<p>平成三十年改正条例付則第九条第二項</p>
<p>第五十一条第二項</p>	<p>当該各項</p>	<p>同項</p>
<p>法第四百七十三条第一項又は第二項</p>	<p>平成三十年改正条例付則第九条第三項</p>	

5 平成三十三年新条例第五十条の四の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第十六号の五様式による書類中「納税の届出及びその取扱い」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第一項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(たばこ税に関する経過措置)

第十条 別段の定めがあるものを除き、付則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十六号)、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)及び地方税法等の一部を改正する法律

（平成三十年法律第三号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行による租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。